

## 病態ごとの給付金額

- 死亡・肝がん・肝硬変（重度） **3600万円**
- 肝硬変（軽度） **2500万円**
- 慢性肝炎 **1250万円**  
(死亡又は発症から提訴まで20年経過した方は上記から減額された額となります。詳しくはご相談下さい。)
- 無症候性キャリア **50万円+定期検査費の支給等**  
(感染から提訴まで20年経過した方)  
二次感染で本人未成年など例外的に600万円となる場合があります。

### ●B型肝炎ウイルス検査を受けましょう

過去、国が実施していた予防接種では、注射器の使い回しが広く行われていました。そのため大変多くの方が、B型肝炎に感染してしまいました。自覚症状がないまま感染に気づいていない方も多いです。B型肝炎ウイルス検査は保健所や委託診療所などで無料で受けられますが、この検査はHBS抗原検査だけです。HBS抗原検査だけでは確実ではありません。有料になりますが、病院などでHBS抗原検査に加えてHBc抗体検査も受けることをお勧めします。

### ●被害者に給付金が支払われます

国は、予防接種態勢の不備によりB型肝炎に感染した被害者に対し、給付金を支払うことを決めました。

ただ、裁判を起こす必要があるなど給付金の受給には一定の要件と手続きがあります。裁判は平成34年1月12日までに起こす必要があります。詳しくはB型肝炎被害対策東北弁護団にご相談下さい。

また、当弁護団では、医療費助成実現などの恒久対策活動も行なっております。

# 受けましたたかか？

# B型肝炎検査

# 受け取れます

# 給付金



## B型肝炎被害対策東北弁護団

団長：弁護士 鹿又喜治（仙台弁護士会所属）

<http://www.bkantohoku.com/>  
24時間資料請求受付中 スマートホンからもアクセスできます。



B型 東北

検索

「B型 東北」でご検索ください

相談電話

0120-76-0152  
022-796-0152



平日

午前10時～午後2時  
時間外については留守番  
電話で対応